

年末調整における任意継続掛金の取り扱いについて

埼玉県教育局教育総務部福利課経理担当

再任用職員（短時間勤務）の方で協会けんぽに加入されていない方のうち、公立学校共済組合任意継続組合員の方については、任意継続掛金についても、年末調整において社会保険料控除の対象となります。

任意継続掛金額は、次の書類で確認できます。

- ① 領収書（金融機関窓口から振り込んだ場合）
- ② 利用明細書（ATM から送金した場合）
- ③ 預金通帳（口座引落により支払った場合）

なお、上記書類の紛失等により金額の確認ができない場合は、下記申請書に基づき、収納証明書を交付いたします。書類提出日程等を考慮の上、早めに御申請ください。
また、収納証明書は、原則として本人住所へ送付します。

問い合わせ先：福利課経理担当 TEL 048-830-6691

切り取り線

任意継続掛金収納証明書 交付申請書

年末調整に必要となりますので、平成 29 年中に私が支払った任意継続掛金額の証明書を交付してください。

平成 年 月 日

公立学校共済組合埼玉支部長 様

住 所 _____

任意継続組合員証番号 _____

氏 名 _____ 印

勤務先名 _____

勤務先電話番号 _____

【FAX 送信可：048-824-2638 経理担当あて】